

北海道農業の現状

- **食料供給地域**として安全安心な農畜産物を安定的に供給
(北海道の食料自給率(R3): 223%)
- **大規模で専門的な経営が主体**となり多様な農業を展開
(1農業経営体当たり面積(R4): 33.1ha)
- **農家戸数の減少**、労働力不足、**自然災害**の頻発・激甚化
(農業経営体数 (H22): 4.4万 → (R4) 3.3万経営体)
- 肥料・飼料をはじめとする**物価高**への対応

北海道農業の振興に向けた取組

～短期的な対策と中長期的な対策を組み合わせ実施～

【短期的対策】

足下を照らす
価格高騰対策



- **道の農業分野における物価高騰緊急対策 (R5の取組)**
 - ・肥料購入を支援(3,125円/t)
 - ・配合飼料価格安定制度の積立金を全額支援(600円/t)等

【中長期的対策】

先を見据えた
需要と生産の
拡大



<食料安全保障の強化>



➡ **輸入からの置換えを推進!**



➡ **輸出の拡大!**

<環境に配慮した持続可能な農業>

- ・化学肥料・化学農薬の削減
- ・有機農業の取組拡大
- ・カーボンクレジットの創出と普及

<人口減少下における生産性の維持・確保>

- ・担い手の経営発展に向けた施策の推進
- ・スマート農業技術の社会実装の加速化

国の農政の動き

(R5.9 基本法見直し答申)

- 国民一人一人の食料安全保障の確立
- 環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換
- 食料の安定供給を担う生産性の高い農業経営の育成・確保
- 農村への移住・関係人口の増加、**地域コミュニティ**の維持、**農業イノベーション**の機能確保

提案のポイント

「食料自給率の向上」と「食料安全保障の強化」に向けた施策の推進

(1) 食料の安定供給の確保に向けた施策

- ～国内で生産できるものはできるだけ国内で生産～
- ・食料安全保障の強化に向けた適正な価格形成と国民の理解醸成
- ・農業農村整備の当初予算をはじめ必要な予算総額の確保
 - ☞ **農作業の省力化・収益性の向上、農村地域の強靱化**
- ・産地生産基盤パワーアップ事業や畜産クラスター事業等の中長期的な予算の確保
- ・輸入依存穀物の道産への置換え
 - ☞ **小麦や大豆、とうもろこしの生産拡大**
- ・需要に応じた米生産と作付転換や畑地化の促進
- ・原油・飼料・肥料価格等の高騰による影響への支援
 - ☞ **生産資材等の高騰対策**
- ・効率的かつ安定的な物流ネットワークの強化
- ・海外悪性伝染病等に関する防疫対策等の強化



暗渠排水による農地の排水対策

(2) ゼロカーボン北海道の実現に向けたみどりの食料システム戦略の推進

- ・化学肥料・化学農薬の削減に対する支援
- ・スマート農業技術の社会実装の加速化に向けた支援策の拡充
- ・研究開発に向けた施策の推進
 - ☞ **環境負荷低減・脱炭素化**

(3) 道産農産物の需要拡大・販路拡大に向けた取組の推進

- ・牛乳乳製品の需要拡大への支援とブランド化の推進
 - ☞ **輸入品から国産への置換え**
- ・農産物の輸出促進に向けた環境の整備
 - ☞ **米、牛乳乳製品、牛肉の輸出促進**

(4) 多様な人材が活躍する農業・農村の確立

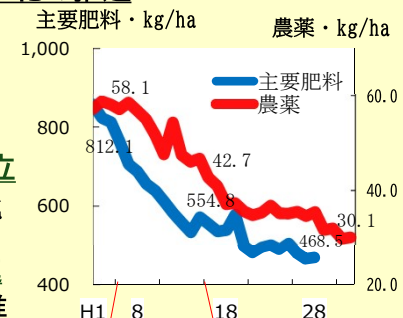
- ・新規就農者に対する支援対策の充実・強化

(5) 農業経営の安定化に向けた取組の推進

- ・酪農・畜産における経営安定対策等の推進
 - ☞ **全国一体の需給調整を行う体制の継続・強化**

グリーン農業スタート

YES!clean
数値基準導入



(6) TPP等新たな国際環境や今後の国際交渉への対応に関する施策

- ・国際貿易交渉の影響検証の継続と万全な対策の推進

国の農業施策に関する
提 案 書
(案)

令和5年11月
北 海 道

北海道の農業・農村は、広大な土地資源を活かし、大規模で専門的な経営が中心となり、安全・安心な食料を安定的に供給するとともに、観光業や食品加工業など幅広い関連産業と結び付きながら、地域経済の発展や雇用の確保に重要な役割を果たしています。

また、国土の保全や美しい農村景観を形成するなど、多面的機能の発揮を通じ国民生活に豊かさと潤いをもたらしています。

一方、担い手の減少をはじめ、高齢化の進行に伴う労働力不足、自然災害の頻発・激甚化、さらには世界の食料需給等をめぐるリスクの顕在化など様々な課題に直面しており、今後とも、本道の農業・農村が持続的に発展しながら、我が国最大の食料供給地域としての役割を果たしていくためには、「第6期北海道農業・農村振興推進計画」に沿って、各般の施策を計画的かつ効果的に推進していくことが重要と考えております。

こうした中、国においては、本年9月、中・長期の農政の基本的な方向性を示す「食料・農業・農村基本法」の見直しに関する最終とりまとめが公表され、国民一人一人の食料安全保障の確立や環境等に配慮した持続可能な農業への転換などを基本理念に、今後、法改正や施策の具体化に向けた検討が進められると伺っております。

国内で生産できるものはできるだけ国内で自給することを基本に、本道農業・農村の持つ潜在能力を最大限に発揮しながら、地域の多様な担い手が将来にわたり意欲をもって安心して営農し続けることができるよう次の事項について提案いたしますので、令和6年度の当初予算の編成や施策の立案に当たっては、特段の御配慮をお願い申し上げます。

令和5年11月

北海道

提 案 書 目 次

| | |
|--|-------|
| <u>1 「食料自給率の向上」と「食料安全保障の強化」に向けた施策の推進</u> ・・・ | 1 |
| （1）食料の安定供給の確保に向けた施策 | ・・・ 1 |
| （2）ゼロカーボン北海道の実現に向けたみどりの食料システム戦略の推進 | ・・・ 4 |
| （3）道産農産物の需要拡大・販路拡大に向けた取組の推進 | ・・・ 5 |
| （4）多様な人材が活躍する農業・農村の確立 | ・・・ 6 |
| （5）農業経営の安定化に向けた取組の推進 | ・・・ 7 |
| （6）TPP等新たな国際環境や今後の国際交渉への対応に関する施策 | ・・・ 8 |
| <u>2 多様な担い手と人材が輝く力強い北海道農業・農村の確立</u> ・・・ | 9 |
| （1）持続可能で生産性が高い農業・農村の確立 | ・・・ 9 |
| ア 生産基盤の強化 | ・・・ 9 |
| イ 安全・安心な食料等の安定生産の確保 | ・・・ 9 |
| ウ 環境と調和した農業の推進 | ・・・13 |
| （2）国内外の需要を取り込む農業・農村の確立 | ・・・13 |
| （3）多様な人材が活躍する農業・農村の確立 | ・・・13 |
| ア 農業経営体の安定・発展 | ・・・13 |
| イ 地域で経営体を支える組織の育成・強化 | ・・・15 |
| ウ 地域農業を支える多様な人材の活躍 | ・・・15 |
| （4）国民の理解に支えられる農業・農村の確立 | ・・・15 |

1 「食料自給率の向上」と「食料安全保障の強化」に向けた施策の推進

(1) 食料の安定供給の確保に向けた施策

■ 食料安全保障の強化に向けた適正な価格形成と国民の理解醸成

- 大規模で専門的な農業が展開され、農業者の創意工夫と努力はもとより、多くの投資を重ねながら発展してきた本道農業は、生産資材等の価格高騰や需給環境の変化などの影響を大きく受けることから、将来にわたり安定的な経営環境を確保するため食料システム全体による適正な価格形成の仕組みづくりを進めるとともに、価格転嫁による負担について、国民の理解醸成を進めること。

■ 農業農村整備の当初予算をはじめ必要な予算総額の確保

- 本道の農業・農村が、将来にわたり持続的に発展し、生産性の高い農業と活力ある農村を実現するとともに、今後とも食料を安定的に供給していくためには、農作業の大幅な省力化や収益性の向上など農業の生産力・競争力の強化や老朽化した農業水利施設の長寿命化等の農村地域の強靱化に不可欠な農業農村整備を計画的かつ着実に推進することが重要であることから、建設資材価格の高騰なども踏まえ、当初予算をはじめ必要な予算総額を安定的に確保すること。

■ 産地生産基盤パワーアップ事業や畜産クラスター事業等の中長期的な予算の確保

- 産地の高収益化に向けた取組を総合的に支援するため、産地生産基盤パワーアップ事業について、中長期的に継続するとともに、必要な予算を確保すること。
- 食料の安定供給に必要な生産・流通システムの確立を図るため、集出荷貯蔵施設の整備などを支援する強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）について、必要な予算を確保すること。
- 多様な酪農・畜産経営の生産基盤の維持・強化を図り、生産性を向上させるため、畜舎等の施設整備や省力化機械の導入などを支援する畜産クラスター事業や畜産経営体生産性向上対策事業（畜産ICT）などについて、中長期的に継続し、必要な予算を確保するとともに、地域の気象条件や資材調達等の情勢の変化に対応できるよう、複数年施工を可能とするなど、柔軟な運用を図ること。

■ 新たな農地施策の円滑な推進

- 担い手への農地の利用集積・集約化を一層推進するため、今後は、農地バンクを主体とした仕組みとなることから、農地中間管理事業をはじめとした関連事業予算の確保など、新たな農地施策の円滑な推進に必要な措置を総合的に講じること。

■ 輸入依存穀物の道産への置換え

- 輸入に大きく依存している小麦や大豆の生産拡大を図るため、排水対策や効率的な播種などの技術や省力作業機械の導入、本道の実情を踏まえた産地の乾燥調製・流通体制の強化、種子の安定供給への支援、品種開発の充実・強化など、総合的な対策を講じるとともに、必要な予算を確保すること。
- 輸入小麦の原料代替と米の消費拡大に向けた取組を推進するため、国産米粉の新たな活用の可能性や実需の開拓を促進する取組を支援すること。
- 輸入原料に過度に依存しない自給国産飼料に立脚した畜産を推進するため、子実用とうもろこしの安定生産や流通体制の確立など、国産濃厚飼料の生産・利用拡大に向けた取組に必要な予算を確保すること。

■ 稲、麦類及び大豆の種子の安定生産の推進

- 都道府県が行う稲、麦類及び大豆の種子の生産及び普及に関して、引き続き、地方交付税措置を講じるとともに、今後の種子の生産拡大に必要な取組を支援すること。

■ 需要に応じた米生産と作付転換や畑地化の促進

- 主食用米の消費が毎年減少しており、全国的に厳しい需給環境にある中、米の需給と価格の安定を図るため、全国の各産地における需要に応じた生産に向け、生産現場への情報提供と認識の共有などの取組を強化するとともに、外食・中食等への販売促進や長期計画的に販売する取組への支援の継続など、効果的な対策を講じること。
- 需要の拡大が期待される業務用米や加工用米、輸出用米、米粉用米の生産拡大を図るため、極多収品種等の品種開発を強化するとともに、産地が取り組む低コスト・省力化技術の普及・拡大に必要な予算を確保すること。
- 必要な作付転換や畑地化が促進されるよう、水田活用の直接支払交付金をはじめ、小麦・大豆の生産性向上や子実用とうもろこしなどの導入の取組について、今後も必要な予算を確保すること。

■ 原油・飼料・肥料価格等の高騰による影響への支援

- 原油価格の高騰により、施設園芸の加温に要する費用が増加していることから、燃料価格高騰対策事業の実施に必要な予算を確保すること。
- 配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和する配合飼料価格安定制度について、安定的に運用するとともに、情勢の変化に応じて柔軟な制度運用を図るなど、農家負担の軽減に努めること。
- 肥料輸入価格の高騰や原産国による輸出制限などにより肥料価格が高止まりする中、生産者の負担軽減を図るため、今後の価格の動向に注視しながら、肥料価格高騰時に対応したセーフティネットの構築と肥料の安定確保に向けた十分な対策を講ずること。
- 農業水利施設の維持管理費に占める割合が高い電気料金等が高止まりする中、農家負担の軽減を図るため、今後の価格の動向を注視しながら、土地改良区等が管理する施設の機能の安定的な発揮に向けて必要な対策を講ずること。

■ 産地における集出荷・貯蔵機能の強化による食料安定供給の確立

- 食料安定供給の重要性が認識される中、農産物の安定供給や災害時における農産物の円滑な供給を図るため、雪氷冷熱等の再生可能エネルギーを活用した効率的な貯蔵を推進する取組など、食料安全保障に寄与する供給体制を確立するための施策を推進すること。

■ 効率的かつ安定的な物流ネットワークの強化

- 物流をめぐる情勢が大きく変化する中、道産農産物の輸送など北海道と本州間における持続的かつ安定的な物流の確保を図るため、我が国の物流に欠くことができない全国の鉄道貨物輸送ネットワークの維持に向けた対策を求めるとともに、機能強化に向け災害に強く速達性に優れる輸送手段の検討など、あらゆる方策を講ずること。
- 本道の物流を担うトラック輸送の維持・確保のため、海上輸送機関利用時の料金助成や海峡を挟む高速道路通行料金の割引適用のほか、パレットの標準化の促進、デジタル技術の導入、共同輸送・中継輸送の実施など、労働環境の改善や荷役の効率化に資する支援制度の創設・拡充を図るとともに、食品の円滑な輸送や流通の効率化を支援する事業に必要な予算を確保すること。

■ 海外悪性伝染病等に関する防疫対策等の強化

- 海外悪性伝染病等に関する防疫対策の強化を図るため、法改正を含めた補助率の引き上げや補助対象経費の拡大と関連対策の拡充を図ること。
- 都道府県のみではなく、国においても派遣応援の増員や防疫資

材の備蓄体制の強化を図り、発生都道府県への速やかな支援ができる体制を構築すること。

- 感染経路や発生原因を早急に解明するとともに、さらなる感染拡大の防止に向けた対策を講じること。
- 発生農場の円滑な経営再開や移動制限等による経済的影響の緩和に向け、十分な経営支援対策を講ずること。
- 海外悪性伝染病の侵入防止・まん延防止体制の強化を図るため、不法な畜産物の持ち込みに対して罰則の厳格な適用や入国拒否を可能とする入国管理法の改正等の措置を講じること。

■ 牛肉の安全・安心の確保

- BSE対策については、検査対象基準が見直されることから、引き続き、その対策の有効性について、国の責務として広く国民に対して丁寧な説明を行うとともに、BSE検査に必要な予算を確保すること。また、検査実施後の死亡牛の取り扱いなどについて、より効率的な仕組みとなるよう、引き続き検討すること。
- 牛由来肉骨粉について、安全・安心を確保した上で豚・鶏用飼料への利用解禁及び肥料利用の際の摂取防止材の配合要件の撤廃を含めた見直しを検討すること。
また、肥料利用及び豚、鶏用飼料への利用が解禁された場合において、それらの取組が定着するまでの間は、肉骨粉適正処分対策事業の継続及び必要な予算を確保すること。

(2) ゼロカーボン北海道の実現に向けたみどりの食料システム戦略の推進

■ 化学肥料・化学農薬の削減に対する支援

- 環境負荷の低減にも資する化学肥料・化学農薬の削減に対する支援を継続するとともに、必要な予算を確保すること。

■ 有機農業の取組拡大に向けた施策の推進

- 有機農業を一層推進するため、広域的な地方自治体も含め、実施する地域に根ざした取組に対する支援の拡充を図ること。
- 有機JAS認証農家や有機農業取組面積の増加、有機農産物等の流通・販売拡大に向け、有機JAS規格で使用可能な資材の明確化と十分な周知及び申請手続の簡素化を図ること。

■ 環境負荷軽減に向けた支援の充実

- 温室効果ガス排出の削減と持続可能な農業経営の確立を図るため、環境負荷軽減に資する多様な取組に対して必要な予算を確保すること。

- 規模拡大に伴い必要な家畜ふん尿処理施設の整備や老朽化した施設の補修などの負担軽減を図るとともに、家畜ふん尿などのバイオマス資源の活用や温室効果ガスの排出削減に向けたバイオガスプラントの整備など、地域の実態に応じた再生可能エネルギー利用の促進に必要な予算を確保すること。
- 農業水利施設が有する再生可能エネルギーを有効活用するため、小水力発電の導入促進に向けた支援を拡充すること。
- バイオガスプラントや小水力発電による再生可能エネルギーの利活用の推進に向けて、安定した接続環境の整備を図ること。

■ スマート農業技術の社会実装の加速化に向けた支援の拡充

- スマート農業技術の社会実装の加速化を図るため、地域の実情や農業経営の実態など、地域のニーズを踏まえた取組を支援する予算を確保すること。
- スマート農業のほか、農村地域におけるテレワークや遠隔教育・医療等の推進の基盤となる情報通信環境の整備を図るため、無線ブロードバンドのユニバーサルサービス化や公設施設の民設への移行促進など、支援制度の拡充を図ること。

■ 研究開発に向けた施策の推進

- 食料の安全保障や気候変動への対応、環境負荷軽減に向けた農業の実現のため、病虫害に強く、多収・高品質・加工適性に優れた新品種及び栽培技術の開発並びにその成果の普及を安定的に継続できるよう、都道府県における試験研究体制の整備を含めた必要な予算を確保すること。
- 牛のげっぷ（消化管内発酵）由来のメタン等の温室効果ガスの排出抑制、農業機械の電化・水素化に必要な技術開発の早期実現と導入支援を行うこと。

■ カーボン・クレジットの創出と普及に向けた支援

- 堆肥や緑肥などの有機物の施用や不耕起栽培など、農地への炭素貯留に対するJ-クレジット制度方法論の新規策定や温室効果ガスの排出量削減の取組に関する評価方法を早期に確立するとともに、クレジット認証の手続きに対する支援を拡充し、農業分野でのカーボン・クレジットの創出と普及を図ること。

(3) 道産農産物の需要拡大・販路拡大に向けた取組の推進

■ 牛乳乳製品の需要拡大への支援とブランド化の推進

- 安全で品質の高い牛乳乳製品の消費拡大や学校給食用牛乳の安定供給に向けた配送効率化の取組などについて、継続的な支援を行う

とともに、必要な予算を確保すること。

- 国産ナチュラルチーズ等の競争力強化を図るため、チーズ向け生乳の高品質化やコスト低減、チーズ工房等の生産性向上、国産チーズの品質向上とブランド化への継続的な支援を行うとともに、将来の関税撤廃を見据え、チーズ仕向けに対する別途対策を措置するなど、輸入品から国産への置換えによる国産チーズのシェア拡大に向けた対策と必要な予算を確保すること。

■ 農畜産物の輸出促進に向けた環境の整備

- 検疫や衛生管理基準等に対応した農畜産物処理施設の認定や輸出相手国における輸入条件等の緩和に向けた国家間交渉を推進すること。
- 輸出相手国の規制やニーズへの対応、品質保持技術の整備を含む流通網の構築など、米や牛乳乳製品、牛肉などの農畜産物の輸出体制の整備に向けた課題解決に取り組む産地への支援について、必要な予算を確保するとともに、海外への品種流出防止等の対策を講じること。
- 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業について、必要な予算を確保するとともに、施設整備等の実態を踏まえ、補助上限を撤廃すること。
- オールジャパンで行う海外販路開拓・市場調査等の取組を拡充するとともに、都道府県が官民一体となって海外で行う商談会やプロモーションなどの輸出促進に向けた取組に対して支援すること。

■ 地域における食育の推進に向けた支援施策の充実

- 消費・安全対策交付金について、食育活動の取組が着実に実施できるよう、必要な予算を確保すること。
- 消費・安全対策交付金のうち「地域での食育推進事業」について、地域の実態に即した取組が幅広く実施できるよう支援内容の拡充を図ること。
- 食品ロスの削減について、地域の実情に応じた効果的な取組を推進するため、食品関連事業者への取組など、幅広い事業主体が実施できるよう支援内容を拡充すること。

(4) 多様な人材が活躍する農業・農村の確立

■ 新規就農者に対する支援対策の充実・強化

- 新規就農者育成総合対策などについて、地方の財政力によって新規就農者等に対する支援に差が生じることが懸念されることから、従来どおりの国と地方の役割を堅持し、地方の財政負担をなくす

とともに、支援を必要としている全ての者に対して資金等を交付することができるよう、今後とも必要な予算を確保すること。

- 就農に向けた研修資金や経営開始資金などについて、新規就農者が安心して農業経営に取り組めるよう、必要な予算を確保すること。

(5) 農業経営の安定化に向けた取組の推進

■ 経営所得安定対策等の充実・強化

- 大規模で専門的な経営が主体の本道の農業者が安心して生産性の向上や経営改善に取り組めるよう、経営所得安定対策の安定的な実施に必要な予算の確保を図ること。
- 水田収益力強化ビジョンに即した産地の取組を推進するため、水田活用の直接支払交付金について、生産者が安心して生産性の向上等に取り組めるよう、今後とも安定的な制度運用に必要な予算を確保するとともに、引き続き、現場の課題を検証して、産地の実情を踏まえた必要な対策を講じ、迅速な情報の提供や丁寧な説明を行うこと。

■ 酪農・畜産における経営安定対策等の推進

- 酪農経営の安定が図られ、生産意欲の向上と生産基盤の強化に繋がるよう、加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金については、持続的再生産が可能な水準が維持される単価及び総交付対象数量の適切な設定と必要な予算を確保すること。
- 酪農経営の安定的な発展を図るためには、生乳の需給調整機能が適切に発揮される必要があることから、短期的、中長期的な需給緩和に対し、全国の生産者と乳業等が一体となった需給調整を行う体制の継続・強化に必要な予算を確保すること。
- 酪農における経営安定対策については、加工原料乳生産者補給金制度を基本に、加工原料乳の取引価格が補填基準価格を下回った場合に補填する加工原料乳生産者経営安定対策事業など、必要な予算を確保すること。
- 肉用牛経営や肉豚経営の安定を図るため、肉用子牛生産者補給金制度や牛マルキン、豚マルキンについて、それぞれ適切な設定と必要な予算を確保すること。

■ 自給飼料の生産性向上及び利用拡大を図るための取組の推進

- 良質な自給飼料の増産と安定供給を図るため、草地の植生改善に向けた実証事業の継続や本道の厳しい気象条件に適した飼料作物の品種開発を進めるほか、コントラクターやTMRセンター、公共牧場などの営農支援組織等の整備に対する支援に必要な予算を

確保すること。

- 道産飼料の供給体制の確立を図るため、畜産農家とコントラクター・飼料生産農家等による粗飼料の地域間流通や稲わら等の飼料への活用などに向けた取組に必要な予算を確保すること。

(6) TPP等新たな国際環境や今後の国際交渉への対応に関する施策

■ 国際貿易交渉の影響検証の継続と万全な対策の推進

- CPTPPや日EU・EPA、日米貿易協定などの発効に伴う農業への影響を継続的に検証するとともに、今後とも農業者が希望と意欲を持って経営に取り組めるよう、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、体質強化や経営安定、輸出の拡大に向けて必要な予算を確保するなど、万全な対策を講じること。
- いかなる国際貿易交渉にあっても、食料等の安定供給を担う本道農業が再生産可能となり持続的に発展していくことができるよう、農産物など本道の重要品目に対する必要な国境措置を確保するとともに、農業者はもとより、地域の関係者等に交渉内容の丁寧な説明を行うこと。
- 牛肉、豚肉、ホエイのセーフガードに係るCPTPPの修正に向けて、関係国と協議を行うこと。
- WTO農業交渉については、「多様な農業の共存」という基本理念を保持し、我が国の主張を最大限反映させる取組を継続すること。

2 多様な担い手と人材が輝く力強い北海道農業・農村の確立

(1) 持続可能で生産性が高い農業・農村の確立

ア 生産基盤の強化

■ 酪農・畜産における生産基盤の維持・強化

- 畜産振興に係る補助事業等における飼養衛生管理基準の遵守等の要件化に伴い、当該基準の遵守に必要な消毒ゲートや鳥獣害侵入防止柵等に係る整備など適切に対応できるよう、クラスター事業等により支援すること。
- 肉用牛生産基盤の維持・強化に向けて、肉専用種繁殖経営への繁殖雌牛の導入や施設整備等に対して支援する肉用牛経営安定対策補完事業を継続するとともに、必要な予算を確保すること。
- 公共牧場を活用した繁殖雌牛等の導入や飼料生産基地機能及び家畜預託機能の強化に必要な予算を確保すること。
- 牧草生産における労働力の負担軽減と経営の効率化を図るため、ICTによる農業新技術の現場への早期実装の取組に必要な予算を確保すること。

■ 地籍調査事業の促進

- 土地取引の円滑化や災害復旧の迅速化などに資する地籍調査事業を促進するため、十分な予算を確保するとともに、地方負担の軽減や国直轄事業の充実・強化を図ること。

■ 協同農業普及事業の拡充・強化

- スマート農業の推進やみどりの食料システム戦略など新たな政策に対応した普及活動を展開するため、十分な予算の確保や研修制度の充実を図るとともに、普及指導員の計画的な人材確保が図られるよう、普及指導員資格試験の運用の見直しを行うこと。

イ 安全・安心な食料等の安定生産の確保

■ 遺伝子組換え技術及びゲノム編集技術に関する適切な施策の推進

- EU並に全ての食品等へ遺伝子組換え表示義務の拡大などの遺伝子組換え食品等に関する表示制度の充実など、遺伝子組換え作物等の流通に関する制度の拡充・強化を行うこと。
- ゲノム編集技術について、不安を抱く国民へ丁寧な説明を行い、ゲノム編集技術を利用した食品の安全性に関する科学的な検証や生物の検出手法の開発をするとともに、表示など消費者が食品の選択

をできる仕組みを創設すること。

■ 外食における原料原産地表示の義務化

- 消費者の安全で安心な食品の選択に資するよう、外食における原料原産地表示の義務化など、制度の充実・強化等を図ること。

■ 畑作物の安定生産に向けた施策の推進

- 適正な輪作体系を推進し、需要に応じた畑作物の生産体系を確立するため、総合的な対策を中長期的に講じるとともに、地域の実情を踏まえた対策の充実・強化を図ること。
- 馬鈴しょについて、加工・でん粉原料向けの需要に対応した生産体系を構築するため、省力作業機械の導入や貯蔵施設の整備への支援、安定的な原原種の供給と原・採種の安定的生産を図るとともに、ジャガイモシストセンチュウ類のまん延防止のため、優良な抵抗性品種の早期開発・普及や車輛・コンテナ洗浄施設等の整備のほか、地域が実情に応じて取り組む防除対策に対して支援を講じること。
- 諸外国からの馬鈴しょ生塊茎の輸入解禁要請について、畑作地域における農業生産に支障を来さないよう、植物防疫上、慎重な対応を行うこと。
- てん菜について、直播栽培や新品種の開発・普及などの省力化や低コスト化、需要に応じた持続的な生産に必要な取組を支援するとともに、輸入加糖調製品からの置換えの促進をはじめとする砂糖の需要拡大対策、てん菜糖の流通合理化に向けた検討への支援など、必要な対策を講じること。
- 小豆やいんげん等の雑豆の安定供給を図るため、省力化機械の導入や作業の外部化、複数年契約取引の拡大などの取組を支援すること。

■ 野菜産地の振興に向けた施策の推進

- 消費者への野菜の安定供給に向けた野菜価格安定制度の安定的な運用を図るため、資金造成に都道府県の負担を伴わない制度への見直しを行うとともに、野菜の需給調整システムの見直し・充実を図ること。
- 実需者ニーズに対応した加工・業務用野菜等の安定供給に取り組む産地の育成や施設園芸の生産性・収益性の向上を図る「データ駆動型農業」の実践体制づくりへの支援について、必要な予算を確保するとともに、国産シェア拡大対策については、国産野菜の需要に応じて地域で作付が増加する品目を重点品目に加えるなど、制度の柔軟な運用を図ること。

- 自然災害の発生に備え、園芸産地が事業継続計画（BCP）に基づく体制の整備などに積極的に取り組めるよう、園芸産地における事業継続強化対策の円滑な実施に向けて要件を緩和するなど、制度の柔軟な運用を図ること。
- 外来種に指定されているセイヨウオオマルハナバチの代替種であるエゾオオマルハナバチの実用化に向け、民間における早期の商品化に向けた支援を行うこと。

■ 果樹産地の振興に向けた施策の推進

- 果樹産地の振興に向けた取組を支援する果樹農業生産力増強総合対策等について、消費者・実需者ニーズに対応した品目や優良品種の導入等に必要な予算を確保すること。

■ 醸造用ぶどうの苗木確保に向けた支援

- 全国的に多様な品種の確保が難しい醸造用ぶどうの苗木の確保に向けて、苗木生産に対する助成や全国的な苗木の生産流通及び需給動向に関する継続した情報提供等を行うとともに、輸入検疫に係る特例措置の早期実現を図ること。

■ 花き産業や花きの文化の振興に向けた施策の推進

- 花き産業の健全な発展と心豊かな国民生活の実現に向け、花きの生産・供給体制の強化や子どもたちへの花育の推進など、花き産業や花き文化の振興に向けた施策の展開に必要な予算を確保すること。

■ 薬用作物の栽培技術の確立に向けた産地の取組への支援の充実

- 製薬企業等による需要が期待できる薬用作物の導入に必要な農業機械の汎用利用や地域に適した栽培技術の確立等への支援を継続するとともに、産地と実需者とのマッチング促進に向けた体制を強化すること。

■ 酪農・乳業を支える乳牛改良の推進

- 長命連産などに優れた乳用牛の生産を進めるため、ゲノミック評価等の根幹となるSNP検査から得られるデータや牛群検定、体型審査等によるデータの収集及び現場への普及に必要な予算を確保すること。
- 牛群検定事業の安定的・効率的な実施が図られるよう、不足している検定員の育成・確保や広域的な対応に係る取組、低コストで効率的な検定方法などに対する支援を検討すること。
- 我が国における乳牛改良の加速化を図るため、ゲノミック評価

項目の拡大など、評価技術の更なる活用に向けた取組や、酪農家の協力が得やすい後代検定制度の仕組みづくりなどについて検討すること。

■ 適正な蜂群配置等による養蜂の振興

- 養蜂の適切な管理が図られるよう、蜂群配置の調整に当たっての基準づくりや配置調整に実効性を持たせる仕組みづくりを検討すること。

■ 国際水準GAPの取組拡大に向けた支援施策の推進

- 国際水準GAPの取組拡大に向けて、GAP指導員の育成・指導活動や団体認証の取得支援などを行うGAP拡大推進加速化事業の予算を確保するとともに、実需者への制度の周知などGAP認証農産物の需要の拡大を図ること。

■ 農産物の生産・流通の効率化・合理化

- 集送乳に係る流通コストの低減等に向け、タンクローリーや貯乳施設の大型化等の計画的な整備に向けて、必要な予算を確保すること。
- 食肉の流通や集出荷の安定化に向け、流通・処理コストの低減や製品の高付加価値等に必要な食肉等流通処理施設の整備、食肉処理施設における稼働率の向上や高度な衛生水準の確保などを支援するために必要な予算を確保すること。

■ 農業生産資材の安定供給

- 安全・安心な農産物の安定生産に欠かせない、農業生産資材の安定供給を図るため、国の「農業競争力強化プログラム」等の実施により、農業生産資材が安定的に供給される仕組みを構築すること。
- 農業用機械等の動力源に供する軽油に係る軽油引取税の課税免除、農林漁業用輸入A重油に係る石油石炭税の免税措置及び農林漁業用国産A重油に係る石油石炭税相当額の還付措置並びに「地球温暖化対策のための課税の特例」により軽油の石油石炭税に上乘せされている税率に係る還付措置について、恒久化すること。

■ ジャガイモシロシストセンチウのまん延防止に向けた施策の推進

- ジャガイモシロシストセンチウ（Gp）の早期防除とまん延防止を図るため、対抗植物を基本とした防除とまん延防止対策の徹底、生産者の経済的負担の軽減、優良なGp抵抗性品種の早期開発などの対策を継続するとともに、必要な予算を確保すること。

■ 家畜衛生対策の推進

- 地域の自衛防疫組織が一体となって取り組む防疫体制の強化や、生産者が取り組む飼養衛生管理基準の遵守や伝染性疾病対策への経費負担に対する支援を継続するとともに、家畜伝染病の診断技術の向上等に必要な予算を確保すること。
- 特に、ヨーネ病については、患畜の評価における最高限度額の見直しや、ハイリスク牛の自主的淘汰のための予算枠の確保、清浄化に向けた対策について、費用対効果の検証等に基づいた効率的かつ効果的な検査手法の開発を行うこと。

ウ 環境と調和した農業の推進

■ 鳥獣被害防止対策の推進

- エゾシカ等の野生鳥獣による農作物等の被害防止を図るため、鳥獣の捕獲・追払いの実施、捕獲の担い手の育成などの推進事業や、捕獲頭数に応じて支援される緊急捕獲事業、さらに、農地への侵入防止柵を設置する整備事業など、鳥獣被害防止総合対策交付金の十分な予算を確保すること。

(2) 国内外の需要を取り込む農業・農村の確立

■ 地域における農山漁村発イノベーションの推進に向けた支援の充実

- 農山漁村の所得や雇用機会の確保を図る農山漁村振興交付金について、着実に事業が実施できるよう、必要な予算を確保するとともに、交付金のうち、「農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）」については、農林漁業者が行う6次産業化の取組に必要な施設等の整備を支援するため、補助上限額を撤廃すること。
- 多様な地域資源を活用した商品やサービスの開発等に取り組む、意欲ある農林漁業者等に対するサポートなど、支援体制の整備に必要な予算を安定的に確保すること。

(3) 多様な人材が活躍する農業・農村の確立

ア 農業経営体の安定・発展

■ 農業制度金融の充実・強化

- セーフティネット資金については、コロナ禍における原油価格・物価高騰等の影響を受けた農業者に対する貸付限度額の引上げ等の特例措置の適用期限が令和6年3月末までとなっているため、期限の延長を図るほか、農業者の資金繰り支援の観点から、金融機関に対し、既往債務の償還猶予や条件変更など、これまでの経営努力や投資が活かされるよう農業者の経営状況に応じた支援の実施について引き続き強く働きかけるとともに、令和6年度条件改定要求を行った農業経営基盤強化資金の拡充措置の早期の実現

を図ること。

- 農業経営基盤強化資金の全額国費による貸付当初5年間の実質無利子化などの金利負担軽減措置を継続するとともに、十分な無利子化融資枠を確保すること。
- 農業信用保証保険制度について、経営規模の拡大やスマート農業技術の導入などによる投資の大型化に対応し、農業者が安心して必要な融資を受けられるよう、引き続き、制度の円滑な運用を図ること。

■ 農業経営の法人化や円滑な経営継承等に資する支援の充実

- 農業経営の法人化や円滑な経営継承に向けた農業者の多様な経営課題に対して、引き続き、支援を行うために必要な予算を確保すること。

■ 農業経営者教育機関の支援の充実

- 優れた農業経営者を育成するため、農業大学校や農業高校等の研修教育の高度化に必要な機械導入や施設改修等に対する支援を拡充するとともに、農業大学校における就農後の経営能力向上のための研修が継続できるよう、必要な予算を確保すること。

■ 担い手の経営発展に向けた施策の推進

- 意欲ある農業者の経営発展を促進するため、機械・施設の導入を支援する農地利用効率化等支援交付金及び担い手確保・経営強化支援事業について中長期的に継続するとともに、農地利用などこれまでの取組成果を踏まえた採択要件の見直しと必要な予算を確保すること。

■ 農業保険制度の充実

- 収入保険などの農業保険制度の運営にあたっては、農業者のニーズ等を十分に踏まえた制度の充実を図るとともに、運営主体への支援を含め十分な予算を確保すること。

■ 農業者年金保険料の助成対象者の拡大

- 農業者年金制度における保険料の政策支援について、後継者の配偶者についても対象とすること。

■ アイヌ農林漁業対策の推進

- アイヌ農林漁家の経営改善と経済的地位の向上を図るため、アイヌ農林漁業対策事業について、地域のニーズを踏まえた必要な予算を確保すること。

イ 地域で経営体を支える組織の育成・強化

■ 営農支援組織の育成・強化

- 酪農ヘルパー制度の円滑な推進に向けて、酪農ヘルパー利用組合が行う人材の確保・育成や経営基盤の強化等に向けた取組、傷病時利用の支援を継続的に行うとともに、必要な予算を確保すること。

ウ 地域農業を支える多様な人材の活躍

■ 雇用人材の確保と農福連携等の推進

- 農業生産の現場における労働力不足を解消するため、農業の担い手を支える雇用人材の確保や農福連携の推進に向けた地域の取組に対する支援を継続的に行うとともに、必要な予算を確保すること。
- 外国人材の受入れについて、有識者会議の議論等を踏まえ、外国人が安心して働くことができる環境を整えるとともに、農業者が必要な人材を確保できる制度とすること。

(4) 国民の理解に支えられる農業・農村の確立

■ 多様な役割・機能に対する理解の促進

- 農業・農村が有する国土・環境の保全や美しい農村景観の形成などの多面的な機能を発揮していることについて、食育や地産地消の推進、農業・農村の魅力発信など、広く国民の理解を深める取組を一層促進すること。

■ 「農泊」の推進

- 都市と農山漁村の交流を促進し、地域の活性化と所得向上を図る「農泊」の取組をより一層推進するため、農山漁村振興交付金のうち農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農泊推進型）の予算を確保すること。

■ 直接支払に係る予算の確保と地方負担の軽減

- 農地や水路、農道等の保全活動等が適切に実施できるよう、多面的機能支払交付金に必要な予算を確保するとともに、地方負担が生じないよう国庫負担で対応すること。
- 農業の生産条件が不利な地域において、農業生産活動を維持できるよう、中山間地域等直接支払交付金に必要な予算を確保するとともに、地方負担が生じないよう国庫負担で対応すること。
- 地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援するため、環境保全型農業直接支払交付金に必要な予算を確保するとともに、地方負担が生じないよう国庫負担で対応すること。